

【別紙】

ジャガイモシロシストセンチュウ再発防止対策指導要領（令和2年4月23日付け2消安第401号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第1 （略） 第2 防除指導 1 （略） 2 G p再発防止対策の実施計画 （1）検出限界以下ほ場の所有者又は管理者は、1の防除指導の内容を踏まえ、当該ほ場における<u>3年以上の輪作体系について、G pの再発防止対策の実施計画（以下「再発防止計画」という。）を作成し、次のいずれかに提出すること。</u> ア 当該ほ場の所在地又は当該ほ場の所有者若しくは管理者の居住地を管轄する市町村 イ 当該ほ場の所有者又は管理者が所属する農業者団体 （2）市町村又は農業者団体は、検出限界以下ほ場の所有者又は管理者から提出された再発防止計画を別記様式第1号にとりまとめ、植物防疫官によりG pの密度が検出限界以下となったことが確認されてから最初の<u>6</u>月末までに、都道府県を経由して、植物防疫所に提出すること。 （3）（略） 第3・第4 （略） 別記様式第1号 年 月 日 ジャガイモシロシストセンチュウの再発防止対策の実施計画	第1 （略） 第2 防除指導 1 （略） 2 G p再発防止対策の実施計画 （1）検出限界以下ほ場の所有者又は管理者は、1の防除指導の内容を踏まえ、当該ほ場における<u>G pの再発防止対策の実施計画（以下「再発防止計画」という。）を6年分以上作成し、次のいずれかに提出すること。</u> ア 当該ほ場の所在地又は当該ほ場の所有者若しくは管理者の居住地を管轄する市町村 イ 当該ほ場の所有者又は管理者が所属する農業者団体 （2）市町村又は農業者団体は、検出限界以下ほ場の所有者又は管理者から提出された再発防止計画を別記様式第1号にとりまとめ、植物防疫官によりG pの密度が検出限界以下となったことが確認されてから最初の<u>5</u>月末までに、都道府県を経由して、植物防疫所に提出すること。 （3）（略） 第3・第4 （略） 別記様式第1号 年 月 日 ジャガイモシロシストセンチュウの再発防止対策の実施計画

【別紙】

〇〇植物防疫所（支所又は出張所）長殿

市町村又は農業者団体名：

下記のとおり、ジャガイモシロシストセンチュウの再発防止対策の実施計画を提出します。

ほ場 番号	枝番号	ほ場 所在地	ほ場面 積 (ha)	生産 者氏 名	営農計画						備考
					○年 度	○年 度	○年 度	○年 度	○年 度	○年 度	

（記載注意）

- 1 ほ場を複数の筆に分割して輪作を実施している場合は、それぞれ枝番号に分けて記入すること。
- 2 馬鈴しょを栽培する場合は、栽培する品種名を併記すること。
- 3 備考欄には、実施する野良生え対策の内容を記入すること。
- 4 対抗植物を栽培する場合、「対抗植物」と記載すること。また、秋小麦収穫後に対抗植物を栽培する場合、1段目に栽培する植物名、2段目に「対抗植物」と記載すること。

別記様式第2号～別記様式第8号 （略）

〇〇植物防疫所（支所又は出張所）長殿

市町村又は農業者団体名：

下記のとおり、ジャガイモシロシストセンチュウの再発防止対策の実施計画を提出します。

ほ場 番号	枝番号	ほ場 所在地	ほ場面 積 (ha)	生産 者氏 名	営農計画						備考
					○年 度	○年 度	○年 度	○年 度	○年 度	○年 度	

（記載注意）

- 1 ほ場を複数の筆に分割して輪作を実施している場合は、それぞれ枝番号に分けて記入すること。
- 2 馬鈴しょを栽培する場合は、栽培する品種名を併記すること。
- 3 備考欄には、実施する野良生え対策の内容を記入すること。
(新設)

別記様式第2号～別記様式第8号 （略）